

JAあいち豊田キャラクター「こめったくん」の組合員使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、JAあいち豊田キャラクター「こめったくん」(以下、「こめったくん」)の組合員使用(無償)に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、使用できる「こめったくん」とは、JAあいち豊田が指定するキャラクターデザインをいう。

(使用の目的)

第3条 「こめったくん」は、地域の農業振興を旨とし、「農」と「食」を通じた地域経済の活性化を目的とする以下の活動に使用できる。

- (1) 当JAの組合員が生産した農産物の販売
- (2) 当JAの組合員が生産した農産物を使用した特産品・調理品の作成・販売
- (3) 当JAが取扱う食材等の販売、またはこれを使用した特産加工品の作成・販売
- (4) その他、当JAが支援する地域の農業振興を目的とした活動

(使用できる者)

第4条 「農」と「食」に関する活動を行う当JAの組合員(個人)もしくは組合員で構成される団体に限り、「こめったくん」を使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は除く。

- (1) 当JAの品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (3) 特定の個人、団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (4) その他、その使用が著しく不適當であるとき。

(使用承認申請)

第5条 「こめったくん」を使用したい場合には、あらかじめ使用承認申請書(様式第1号)に必要な書類を添付して、当JA(管理部署:組合員交流課)に提出し、その承認を受けなければならない。

2. 当JAは、前項の申請があった場合、その内容が前条各号のいずれかに該当する場
合を除き、「こめったくん」の使用を承認する。
3. 当JAによる前項の承認は、使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第6条 「こめったくん」の使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用するデザインは、当JAが指定するキャラクターデザインの範囲内とする。
- (2) 色、形等を正しく使用し、縦横の比率の変更及び図形の追加などはしないこと。
ただし、線画については、単色であれば色の変更は認める。なお、成形が必要な食品加工品(クッキーやパンなど)の作成等に当たっては、サンプルを提出し、イメージを壊さないことを要件とする。

(3) 「こめったくん」の名称、及び「©JAaichitoyota」「©JAaichitoyota2012」「©JAあいち豊田」「©JAあいち豊田2012」のいずれかの表記を付すこと。ただし、成形が必要な食品加工品（パンなど）で、そのものに表記が難しい場合は、販売POP等への表記をもって代えることができる。

(4) 当JAは、前項各号に定めるもののほか、必要があると認めるときは、「こめったくん」の使用について条件を付すことができる。

2. 「こめったくん」の使用者は、前項の事項に加え、次の各号に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 承認された用途のみに使用すること。

(2) 当JAより指示があった者については、年度ごとに「使用状況報告書」（様式第3号）を提出すること。

(承認内容の変更)

第7条 「こめったくん」の使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、使用変更申請書（様式第4号）を当JAに提出し、その承認を受けなければならない。

2. 当JAによる前項の承認は、使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行う。

3. 「こめったくん」の使用者は、変更申請の承認後についても、前条を遵守しなければならない。

(権利の設定の禁止)

第8条 意匠法（昭和34年法律第125号）及び商標法（昭和34年法律第127号）に基づく権利の設定は、これをしてはならない。

(違反等に対する取扱い)

第9条 「こめったくん」の使用者が、第6条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この要綱に違反したときは、当JAはその使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。その場合、使用者はただちに、その請求等に従わなければならない。

2. 「こめったくん」の使用者が、前項を遵守しなかったとき、又は違反したときは、その承認を取り消す。この場合、使用者に損害が生じても、当JAはその責めを負わない。

3. 「こめったくん」の使用者が、組合員を脱退した時には、同時に使用承認は取消されるものとする。

(争論等の解決)

第10条 「こめったくん」の使用に関し、争論又は争訟が生じたときは、使用者の責務において解決しなければならない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、「こめったくん」の取扱いに係る必要な事項は、当JAが別に定める。

附則

この要綱は、平成25年1月1日より施行する。

様式第1号（第5条関係）

「こめったくん」キャラクターデザインにかかる組合員の使用承認申請書

平成 年 月 日

あいち豊田農業協同組合 御中

申請者 組合員資格（該当に○） 正組合員 ・ 准組合員
住所（または所在地）

氏名（または団体名・代表者）

印

下記のとおり、キャラクターデザインを使用したいので申請します。

記

1 使用の目的（該当にチェック☑）

- JAあいち豊田の組合員が生産した農産物の販売
- JAあいち豊田の組合員が生産した農産物を使用した特産品・調理品の作成・販売
- JAあいち豊田が取扱う食材等の販売、またはこれを使用した特産加工品の作成・販売
- その他、JAあいち豊田が支援する地域の農業振興を目的とした活動

2 使用対象物件及び使用方法等

3 使用期間

4 使用者について（担当者、連絡先、電話番号 ※団体は組合員構成も記入）

5 添付書類

※ 必要に応じて企画書、サンプル、写真、原稿等を提出していただきます。

特記事項
第6条第2項に基づく「使用状況報告書」の必要性 様式第3号 あり ・ なし

部長	課長	受付

承認日 平成 年 月 日

承認番号 こめった◎ _____ 号

様式第2号（第5条、第7条関係）

平成 年 月 日

「こめったくん」キャラクターデザインにかかる組合員の使用（変更）承認書

組合員資格 正組合員 ・ 准組合員

様

あいち豊田農業協同組合

平成 年 月 日付けで申請のありましたキャラクターデザインの使用（変更）
については、下記のとおり承認します。

記

1 承認内容

- (1) キャラクターデザイン使用(変更)承認申請書の申請内容どおりに使用すること。
- (2) キャラクターデザイン使用に関する要綱を遵守すること。

2 承認番号

こめったくん	号
--------	---

特記事項

第6条第2項に基づく「使用状況報告書」の必要性（様式第3号）

あり ・ なし

※ 組合員を脱退された場合には、同時に承認は取り消しとなります。

様式第3号（第6条関係）

「こめったくん」キャラクターデザインにかかる組合員の使用状況報告書

平成 年 月 日

あいち豊田農業協同組合 御中

使用者 承認番号 こめった◎_____号
組合員資格（該当に○） 正組合員 ・ 准組合員
住所（または所在地）

氏名（または団体名・代表者）

印

1 使用の目的の再確認（該当にチェック☑）

- JAあいち豊田の組合員が生産した農産物の販売
- JAあいち豊田の組合員が生産した農産物を使用した特産品・調理品の作成・販売
- JAあいち豊田が取扱う食材等の販売、またはこれを使用した特産加工品の作成・販売
- その他、JAあいち豊田が支援する地域の農業振興を目的とした活動

2 使用対象物件及び使用方法等の状況

3 使用の効果（売上金額、取扱数量等）

4 使用者の状況（担当者、連絡先、電話番号 ※団体は組合員構成も記入）

5 添付書類

※ 必要に応じて企画書、サンプル、写真、原稿等を提出していただきます。

様式第4号（第6条関係）

「こめったくん」キャラクターデザインにかかる組合員の使用変更承認申請書

平成 年 月 日

あいち豊田農業協同組合 御中

使用者 承認番号 こめった◎_____号
組合員資格（該当に○） 正組合員 ・ 准組合員
住所（または所在地）

氏名（または団体名・代表者）

印

承認番号 こめった◎_____号の内容について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

（変更内容）